

# 第9部 農業産出額及び生産農業所得

## 解 説

この部には、「生産農業所得統計」の結果から、農業産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載した。

### 1 調査の概要

#### (1) 生産農業所得統計

##### ア 目的

農産物の産出額及び農業が生み出した付加価値額である生産農業所得を推計し、農業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供することを目的としている。

##### イ 推計期間

平成29年1月1日から12月31日の1年間。

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等は年産区分とした。

また、年産単位の経常補助金については、推計期間を越えて支払われるものについても計上した。

##### ウ 作成対象

作成の対象は、日本標準産業分類に掲げる「中分類01－農業」のうち「小分類013－農業サービス業(園芸サービス業を除く。)」及び「小分類014－園芸サービス業」を除く部分とする。

ただし、山林用苗木の生産については対象とし、きこの類の栽培及び蚕種の生産については対象としない。

### 2 定義及び用語の解説

#### (1) 推計方法(都道府県別推計)

個別農産物の農業産出額は、推計期間における個別農産物の生産数量にそれぞれの個別農産物価格(消費税を含む。)又は育成差益を乗じて算出する。

##### ア 農業産出額

個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量  
×個別農産物価格又は育成差益

農産物及び加工農産物の生産数量は、生産量統計を基礎資料とし、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、市町村、農業団体等からの情報収集により推定した。

農産物価格は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推定した。

なお、育成牛馬及び廃牛馬の価格は、育成差益等を適用した。

##### イ 生産農業所得

生産農業所得＝ $\Sigma$ (部門別産出額×部門別所得率)＋経常補助金等

注： 経常補助金とは、経営所得安定対策における各種交付金、中山間地域等直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)等をいう。

なお、部門別所得率は、都道府県別に営農類型別経営統計(個別経営)から部門ごとに算出した。

### 3 利用上の留意事項

#### (1) 合計値(全国)の取扱いについて

農業産出額の合計(全国)は、都道府県別農業産出額推計値を合計したものであり、都道府県間で取り引きされた中間生産物が重複計上されている。

したがって、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした全国推計値を利用されたい。